

平成24年度

小田原市行政提案型協働事業 応募の手引き

「行政提案型協働事業」は、行政が提示した事業テーマに基づき、市民活動団体の皆さんからその特性を活かした事業企画の提案を受けて、実施事業を決定し、適切な役割分担のもと、双方の責任において協働で事業を実施する制度です。

地域の課題を解決し、より豊かなまちづくりを実現することと、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくことを目的としています。平成24年度は、次の事業テーマについて事業企画の提案を公募します。

皆さんからの積極的なご応募をお待ちしています。

1. 落書き消去活動支援事業

募集期間

平成24年4月16日（月）～5月11日（金）

問い合わせ先

小田原市市民部地域政策課（5階赤通路）

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

Tel.0465-33-1458 Fax.0465-34-3822

E-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp

○企画提案できる団体

事業企画の提案をすることができるのは、次に掲げる要件を満たす市民活動団体とします。

- (1) 主な活動の拠点及び主な活動の範囲が小田原市にあること
- (2) 3人以上の市民（在学、在勤、在活動を含む。）で構成されていること
- (3) 原則として1年以上継続して活動しており、今後も継続して活動を行う見込みがあること
- (4) 営利を目的としていないこと
- (5) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと
- (6) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること
⇒登録は随時受け付けています。「市民活動団体登録申請書」に、規約等、役員名簿、会員名簿を添えて、地域政策課に提出してください。
- (7) 予算及び決算の管理が適正に行われていること
- (8) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること

※「市民活動団体」とは・・・

小田原市市民活動推進条例第2条第1項において定義する「市民活動」を行う団体のことです。

◆参考（「小田原市市民活動推進条例」より抜粋）

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

○応募に必要な書類

- (1) 小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書
- (2) 小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書
- (3) その他参考となる資料

※小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録がお済みでない団体は、以下の書類を合わせて提出してください。

- (1) 市民活動団体登録申請書
- (2) 規約、会則又は定款

（目的、名称、市民活動の内容、事務所若しくは事業所又は活動の拠点の所在地、役員及び会員に関する事項、会計に関する事項、当該団体の運営に関する事項について記載されている必要があります。）

(3) 役員名簿

(役員の名簿及び住所又は居所を記載したもので、3人以上の役員を有している必要があります。)

(4) 会員名簿

○応募方法

募集期間：平成24年4月16日（月）～5月11日（金）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

※上記受付時間内にお越しいただけない方はご相談ください。

提出先：小田原市役所地域政策課（5階赤通路）

※書類の内容を確認させていただきますので、事前に来庁時間をご連絡の上、ご持参ください（郵送不可）。

○事業スケジュール

4月16日（月） ～5月11日（金）	市が事業テーマを提示 市民活動団体からの事業企画提案を公募
5月28日（月）	公開プレゼンテーション・審査 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定
6月中旬～6月下旬	採択事業の提案団体（協働事業パートナー）と事業所管課と で、事業の実施に向け、事業内容、実施方法、費用、役割分 担等について協議
6月下旬	協議結果を受け、市長が実施事業を決定
7月上旬	実施が決定した事業について、協働事業パートナーと市とで 協定を締結 協働事業パートナーは実施計画書を提出
7月～平成25年3月	事業実施
事業完了後	協働事業パートナーは速やかに実施報告書等を提出

○審査方法

企画提案申請書及び公開プレゼンテーションにより審査を行い、その内容を総合的に評価して、実施に向けて検討する事業を選考します。

審査員は、小田原市市民活動推進委員会委員及び市職員です。

○公開プレゼンテーション

事業企画提案の内容について説明していただきます。発表時間は5分以内です。

○選考の視点

実施に向けて検討する事業は、以下の視点に基づき選考します。

提案内容の妥当性	・事業の目的や課題を適切に捉え、市民ニーズを満たす内容となっているか。 ・提案内容に市民活動団体の特性が活かされているか。
事業実現性	・事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か。
費用の妥当性	・費用は適切に算出されているか。
協働の効果	・提案団体と市との適切な役割分担により、協働の効果が期待できるか。
提案団体の実施能力	・事業の実施にあたり、提案団体が必要な能力を有しているか。
発展性	・事業の継続性や発展性が期待できるか。

○事業評価

事業実施の翌年度に公開の事業報告会を開催します。

小田原市市民活動推進委員会は、実施報告書等及び事業報告会の内容に基づき、事業評価を行います。

○情報公開、情報提供及び個人情報の取り扱い

応募事業や採択事業の概要、提案団体の名称等、実施結果の概要等はホームページ等で公表します。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取り扱います。事業の審査・選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を審査・選考の目的以外に使用いたしません。

小田原市では、「協働」という言葉を「相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、協力し合うこと」（第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」より）という意味で用いています。

平成23年4月からスタートした第5次小田原市総合計画では、小田原の将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と位置づけています。そして、社会構造が複雑化する中、さまざまな市民ニーズに的確に対応するためには、市民や市民活動団体、地域に根差した企業など、地域に関わるすべての人々が課題解決の当事者として知恵と力を発揮する必要があり、市民の力・地域の力を核として市との協働を育てながら、さまざまな公共的機能を市全体として担うことのできる「新しい公共」をつくる必要があるということ、命題の一つに掲げています。

○平成24年度小田原市行政提案型協働事業 概要書

1. 落書き消去活動支援事業

事業テーマ名	落書き消去活動支援事業
事業の目的及び概要	<p>市内のトンネルや高架下で見かける落書きは、見るものに不快感を与えるだけでなく、放置した状態が長く続くと、溜り場にもなりかねない。</p> <p>このような落書きについて、消去方法に関する相談や指導、消去用溶剤、ハケ、金ブラシ等の消耗品を支給することで、消去活動を支援するもの。</p>
事業の現状及び課題	<p>平成23年度は、県・市・市民の協働で4箇所程度の落書き消去活動を実施した。落書き現場に近い小・中学校の児童、生徒も参加するなど、地域ぐるみの活動が広がりつつある。</p> <p>しかし、消去後に再び落書きをされることもあり、対策として消去した場所に中学生等による絵を描くことなども試みているところである。</p> <p>今後は、施設管理者にも積極的に落書きの防止及び消去活動について呼びかける必要がある。</p>
協働事業パートナーに期待する役割	<ul style="list-style-type: none">・落書き消去活動による地域内での美化意識の向上・落書き防止対策を積極的に図ることで、常に「きれいな状態」を保ち、落書きがされにくい環境を維持すること
市の役割（案）	<ul style="list-style-type: none">・落書き消去活動における消耗品の支給・落書き防止対策についての相談（看板の設置など）・消去活動時、交通整理や応援職員の動員・施設管理者等への連絡・参加者募集の支援（広報活動も含む）・消去活動について、市民への実施報告（広報、記者クラブ等）
事業費	300,000円（消去用消耗品の支給）
事業期間	平成24年7月～平成25年3月
担当課名（電話）	環境保護課（Tel 33-1489）